

## 栃木県立美術館学芸員実習受入要綱

この要綱は、大学等の教育機関からの要請により、当該教育機関に在籍する学生を栃木県立美術館（以下、「美術館」という。）が受け入れ、美術館の運営活動に携わることにより体験的に学芸員の活動を理解するための実習を実施する場合における必要な事項を定めるものとする。

### 1. 実習生受入条件

原則として栃木県出身の学生、栃木県に在住する学生及び県内の大学等に在籍する学生で、美術に係る領域を専攻する者とする。ただし、美術館長が特に承認した学生についてはこの限りではない。

### 2. 提出書類等

当美術館の学芸員実習の受入れを希望する学生が在籍する大学等の責任者は、当館担当者宛下記の書類を提出すること。

- (1) 学芸員実習受入申込書（各大学の様式で可）
- (2) 履歴書（様式1、写真添付のこと）
- (3) 課題レポート
  - ・最近鑑賞した国内の展覧会についての考察（様式2、1200字以内）

### 3. 提出書類等受付期間

原則として毎年2月1日から2月末日とする。（必着）

### 4. 受入承諾

受入の可否については、前項1および2について内容を精査の上、提出した大学等の責任者へ通知するものとする。

### 5. 受入実施中の災害等

実習期間中及び通勤中において受入学生本人の不注意により災害を受けた場合の処理については、受入学生の責任において処理をするものとし、栃木県は一切の責任を負わないものとする。

### 6. 損害の賠償

受入学生が、故意又は過失により、栃木県又は第三者に損害を与えた場合は、受入学生が在籍する大学等及び受入学生が連帯して直ちにその損害を賠償するものとする。

## 7. 実習概要

### (1) 実習期間

毎年7月中旬から8月上旬の6日間とする。(期日については当該前年度1月下旬までに決定する)

### (2) 実習内容

実習は原則として全体実習とする。

- a. 当館の沿革、概要
- b. 美術館資料の収集、整理、保管について
- c. 展示活動（常設展、企画展、館外展）について
- d. 広報・普及教育活動について
- e. その他

### (3) 評価

原則として実習の評価は、「優」、「良」、「可」、「不可」のみによる評価で行う。

## 8. 実習生の機密保持義務等

- (1) 実習期間中に知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 栃木県の名誉を毀損するような言動は行わない。
- (3) 栃木県の行う事業を阻害するような言動は行わない。

## 9. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、美術館長と受入学生が在籍する大学等の責任者が協議の上決定するものとする。

## 10. 問合せ・書類提出先

〒320-0043 栃木県宇都宮市桜4-2-7 栃木県立美術館学芸課  
学芸員実習担当 宛

TEL: 028-621-3566